

令和3年4月に市立小・中学校に入学される
お子さまの保護者の皆様へ

就学援助制度 新入学児童生徒学用品費

入学前支給の申請受付について

遠野市教育委員会

令和3年4月に遠野市立小・中学校に入学される予定のお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的な理由によりお困りの保護者の方を対象に、就学援助制度のうち「新入学児童生徒学用品費」を、お子さまの入学前に支給できることとしています。

入学前支給を希望される方は、遠野市教育委員会に申請書を提出していただき、認定を受ける必要があります。詳しくは、以下をご覧ください。

また、ご不明な点がありましたら、遠野市教育委員会にお問い合わせください。

1 支給対象となる方（保護者）

次の(1)～(3)の全てに該当する保護者の方が支給対象となります。

- (1) 令和3年4月に遠野市立小・中学校に入学する予定のお子さまがいる。
- (2) 令和3年2月1日現在で、遠野市に住民登録をしている。
- (3) 遠野市の就学援助制度の認定基準で、「準要保護」の基準に該当する。

※保護者と同居している家族（住民票上同一世帯に含まれる方、世帯分離している同居者の方、単身赴任中の保護者も同一世帯とみなします。）の総所得が、遠野市の定める認定基準（生活保護基準の1.3倍未満）となる場合）

2 支給額、支給時期及び支給方法

- (1) 支給額

新小学1年生…1人	51,060円	新中学1年生…1人	60,000円
-----------	---------	-----------	---------
- (2) 支給時期 令和3年3月上旬～中旬（予定）
- (3) 支給方法 保護者の口座へ振り込みます。

3 申請方法・申請受付期間

- (1) 申請書に必要事項を記入・押印の上、遠野市教育委員会に郵送又はご持参ください。
※申請書等は、遠野市教育委員会の事務室で配付します。また、市ホームページへ掲載します。小・中学校での、申請書の配付・受付は行いませんのでご注意ください。
- (2) 申請受付期間は、令和3年1月5日（火）から2月1日（月）までです。
※郵送で提出する場合は、2月1日（月）必着でご提出ください。
- (3) 申請書は、必ず申請受付期間内に提出してください。
※現在就学援助制度の認定を受けていなくても申請することができます。

裏面も必ずお読みください。

4 認定の可否の決定

申請期間の終了後は、遠野市教育委員会において、申請書の内容の審査を行い認定の可否を決定します。

認定の可否については、申請書を提出した保護者の方全員に、文書でお知らせします。
(令和3年2月中旬予定)

5 注意事項【必ずお読みください。】

(1) 生活保護を受けている方につきましては、生活保護費（教育扶助）から、「新入学児童生徒学用品費」に相当する額の支給が行われるため支給対象外となります。

(2) 「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を受けた場合であっても、令和3年度に就学援助制度をご希望する場合には、令和3年2月～3月末の間に、別途就学援助制度に係る申請をしていただく必要があります。

令和3年度の就学援助制度の申請等につきましては、後日学校から文書でお知らせします。

(3) 入学前支給を受けた方につきましては、令和3年度における就学援助制度では、「新入学児童生徒学用品費」は支給対象外となります。

なお、入学前支給の申請を行わなかった場合は、令和3年度に就学援助制度の申請をし、年度当初（4月）に認定を受けたときに「新入学児童生徒学用品費」を支給します。
(令和3年5月支給予定)

(4) 入学前支給を受けたのち、令和3年3月31日までに市外に転出された場合であっても、原則として「新入学児童生徒学用品費」の返還は求めませんが、転出先の市町村に、当市で入学前支給を受けた旨をお知らせする必要がありますので、他市町村への転出の予定の有無について、申請書に必ずご記入ください。

【申請書の配付場所・送付・提出先、問い合わせ先】

〒028-0515 遠野市東館町8番12号 遠野市役所 ひがしだて東館庁舎2階
遠野市教育委員会事務局 学校教育課 電話 0198-62-4412

【受付時間】 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【市ホームページ】 <https://www.city.tono.iwate.jp>